

議案第58号

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行により、同法の引用条文の条項に整合を図る必要が生じたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年二  
宮町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) <u>第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) <u>第12条の4第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>